

令和 5 年 2 月 6 日 開催

第 3 2 回 高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

第32回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月6日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第172会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	5番	寺崎 正親
6番	酒井 孝	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	信澤 健治
10番	中沢 幸子	11番	山田 孝夫
12番	井田 裕	13番	大河原 藤雄
14番	塚越 勤	16番	石川 大輔
17番	加藤 精一	18番	福田 敬一
19番	石井 多加志	20番	清水 悟
21番	松田 健	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	堀越 良和
25番	吉田 春美		

4 欠席委員(1人) 15番 永井 保伸

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主任主事	岩井 道裕
主事	高柳 匡秀
主事	新井 諒

6 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第6 議案第5号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第32回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

お願いします。

○会長（今井 隆） 委員並びに事務局の皆様、こんにちは。今日大分静かで、立春を過ぎたかなって、そんな時期になりました。節分も過ぎまして、いよいよこれから春に向かうわけですがけれども、昔の社会、風習、文化と変わってきました、豆まきする声が聞こえなくなってきましたよね。そのように世の中変わってきたわけですがけれども、節分ということで、その日から、よく暦で、いわゆる今年運勢見るには、節分まで、2月3日までが前の年で見て、4日からはその年の、そういう運勢ということで分かれているわけですがけれども、今年は恵方が南南東だということで、向こう向いて、恵方巻きなんて昔はなかったけれども、恵方巻きをかじりながら、いいことがありますようになんて願いながら食べているでしょう。

でも、前厄、本厄ありますけれども、我々ぐらいの年になると、毎年厄年だというぐらいの気持ちでないと、健康管理だとか、いろいろ行動で、脚立から落ちたり、足踏み外して、本当に毎年厄年です。だから、そういうことで、くれぐれも気をつけていただきたいと思います。

ところで、今日の第32回の農業委員会総会ということで、今日は審議ということで、決定する場となっております。意見もいろいろ出ます。人間10人ということで、容姿も違うし、考えも違うし、いろんな意見あると思います。そういう中で、今日は決定しなくてはならないので、転用の要件に適合しているか、また適用しているか、そういうことを鑑みて、総合的に判断していただいて、審議をお願いしたいと思います。そういうことで、よろしく願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

では、今この間、議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

○会長 それでは、ただいまから第32回農業委員会総会を開催いたします。まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号15番、永井保伸委員さんから欠席との連絡がございましたということで、本日の出席委員は全員24名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上で諸般の報告を終わりました、続きまして議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。それでは、続きまして議事録署名委員の氏名並びに書記の任命に入ります。まず初めに、皆さんに議事録署名委員をお示ししてよろしいか、伺います。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

それでは議席番号1番、清水静枝委員及び25番、吉田春美委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いします。また、書記の任命ですけれども、事務局の清水主任主事を任命いたします。

それでは、これより議事進行に移ります。

発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、早速議案のほうに移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 農業経営を始めるに当たり、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

それでは、詳細な営農計画については振興担当から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただきました高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。リストのナンバー1、新たに法人を設立し、営農を開始したいという申請になります。営農類型は施設野菜、イチゴ、中尾町にて農地を約27アール購入し、営農を開始する申請となります。

申請人につきましては、令和4年12月20日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは市民として農業委員、清水静枝農業委員、信澤健治農業委員、箱田裕史推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。まず、1番の就農の動機についてです。自動車会社を母体とする関連法人となりまして、自動車から排出される廃油をハウス燃料へリサイクルすることで、脱化石燃料を実現したいと考えたのが事業開始構想のきっかけとなります。

生産物のいちごは、当然のことながら販売を基本としますが、地域のコミュニティの場、農業体験の場、環境を意識する場として企業の新たな取組として挑戦し、本市の特産物を生み出し、地域活性のきっかけづくりをしていきたいとのことでございます。

次に、2番の将来の農業経営の構想でございますが、安定供給できるよう管理体制を整え、SDGsで環境に優しい栽培方法としてもブランド価値を高め、今後は六次産業化にも挑戦していきたいとのことでございます。

次に、3の職歴及び農業経験でございますが、技術習得についてはカ県内種苗会社栽培専門員による技術指導を受けながら栽培を開始し、その後も密着したバックアップを受けられる旨、聞いております。

続きまして、資料2ページ目を御覧ください。こちらが詳細な営農計画書となりまして、栽培作目はイチゴのみ、1年目から3年目までは今回の耕作地となりまして、4年目以降については10アール程度規模拡大し、ハウスを増設する旨、伺っております。

従事者については、農業経験者の従業員を新規での雇用を予定し、現在面接などは完了しているそうです。そのほか代表者は営業に専念、さらには繁忙期に合わせてパート従業員を雇うことを予定しております。

続きまして、3ページをお開きください。白色で四角く囲んだ箇所が今回の建設予定地となります。ご覧のとおり関連自動車会社の事業地の裏手の農地となりまして、立地的にも適地となっております。

また、余談ではございますが、本申請地を南北におおよそ2等分するように官地、いわゆる市の土地が含まれておりましたが、本市管理課との事前打合せは完了し、払下げの処理を予定しております。

最後に、4ページをお開きください。こちらが土地利用計画図となります。御覧のとおりハウスを設置する予定となります。ただし、12月の相談会では暖房機に付随する機械の位置について、計画地東側の住宅に影響のない位置へ移動する旨、御覧の4ページの計画図から変更が加えられるということで伺っております。営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、就農相談会に出席された清水静枝委員から報告をお願いいたします。

○1番清水委員 議席ナンバーの1番、清水です。

農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。なお、当日は申請者に対し、農林課、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 燃料は、関連自動車会社から出た廃油を活用できると聞いていますが、関連法令に影響はありませんか。

回答 廃油を活用することに当たって、市役所産業廃棄物対策課に事前確認を行い、違法性はない旨、報告を受けています。

質問2 本事業の主たる従事者は、どのような方になりますか。

回答 令和5年6月より従事することを想定し、現在農業経験のある従業員の採用を予定しています。さらに、繁忙期はパート従業員を雇うよう想定しています。また、技術面については、県内種苗会社から全面的なバックアップがあり、営農については円滑に行えると想定しています。

質問3 販売方法はどのようにしますか。

回答 基本は自社の各店舗での販売を想定し、経営するレストランや保育園でも使用したいと考えています。また、規模拡大に伴い、観光農園や六次産業化も視野に入れ、事業展開したいと考えています。

質問4 施設はどのようなものになりますか。

回答 まずハウスは強度の高いパイプ製のものになり、POフィルムというビニール製のものになります。開口部は8メートル掛ける奥行60メートルの3連棟、合計1,440平米となります。

質問5 受粉作業はどのように行いますか。

回答 ミツバチを用いて効率的な受粉を行います。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。

報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんから質疑をお受けいたします。

この栽培は、土耕栽培、水耕栽培、どっちなのだろうか。

○事務局 今伺っておりますが、県内種苗会社のほうでパッケージとして販売している栽培方法になるのですけれども、土耕ではなく、ヤシ殻繊維を培地に採用したイチゴの高設栽培プラントになります。

○会長 そういう栽培なのですか。

詳しい人いますか。

○9番信澤委員 ピートモスなど、木の皮というか、そういったものを入れるのです。そこへ水や液肥を流します。

○会長 今土耕でも水耕でも、養分がないとね。

○事務局 土耕にしても今は、水流しながら肥料入れているので、そうではないと、最後までイチゴの糖分を維持できないんです。

○会長 皆さんから他に何か質問ございますでしょうか。

なければ、ナンバー1につきましては、皆さんから意見等がなければ、許可としてよろしいでし

ようか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、農業経営を移譲するため申請地を借り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

3番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。

4番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。

5番ですが、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日、「令和8年3月21日」を「令和6年3月21日」に訂正をお願いいたします。

こちら先日の事前協議にて、収量が許可要件を満たしていないことから、今回につきましても3年の更新ではなく1年更新で、また来年の営農状況を見て今後の方針の判断をしたらどうかというご意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を「1年」に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

5番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという同一世帯の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、設定期間が定められております。令和5年3月22日から令和6年3月21日までの1年間の申請でございます。

また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の地中部分の一時転用の5条許可申請、議案書10ページ、議案第3号、ナンバー1が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件等させていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、農業後継者として申請地を借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

9番 契約内容は贈与、以前より耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいとの申請

でございます。

10番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のため地上権を設定との申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和5年2月22日から令和8年2月21日までの3年間でございます。

また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の地中部分の一時転用の5条許可申請、議案書10ページ、議案第3項、ナンバー2が関連案件でございます。こちらの案件につきましては、先月の総会にて保留とさせていただいた案件でございます。総会終了後、事務局が申請者に再度聞き取り調査を行いましたので、その内容につきましては5条の関連案件をご説明する際に報告させていただきます。

12番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請、一括案件につきましては11件でございます。なお、この11件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、またはただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー2からナンバー12の11件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けします。

異議がなければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きます、議案第2号に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 墓地の通路の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます、墓地と一体利用の申請でございます。

2番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。また、一体用地の関連案件といたしまして、議案書

19ページ、議案第3号、ナンバー36が提出されております。

3番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

4番 隣地に住宅を建築するに当たり、接道の幅員が不足しているため、申請地を通路として整備したいという通路用地の申請でございまして。

5番 資材置場が不足しているため申請地を使用したいという露天資材置場の申請でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては5件でございまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 4条の説明は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

質問等なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして議案第3号のほう行きます。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番でございまして、まずは議案書の訂正をお願いいたします。こちら先ほどの3条のところでご説明させていただきましたとおり、申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和8年3月21日」から「令和6年3月21日」に訂正をお願いいたします。

1番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。令和5年3月22日から令和6年3月21日までの1年間でございまして。

また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書4ページ、議案第1号ナンバー5が関連案件でございまして。なお、先ほど3条許可申請についてご審議いただきましたが、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませぬので、よろしくお願ひいたします。

本申請地は、平成30年に営農型発電用地として初めて許可を受けまして、昨年に引き続き今回が3回目の更新となります。当初は、柿で営農を行うという計画でございましたが、生育が芳しくなかったことから、令和元年12月に栽培作物をフキに変更いたしました。昨年の更新の際には、フキの収穫量が8割に満たなかったため1年間での更新となり、今回の更新の時期を迎えました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。ホチキス止めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。

1枚目は位置図でございます。図面中央の赤色で着色された箇所が申請地でございます。上信電鉄西吉井駅から南西に約750メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺は、住宅と雑種地、農地が混在する地域でございますが、申請地の北側は農振農用地が広がっておりまして、申請地も青地の農振農用地でございます。

1枚おめくりください。2枚目が公図の写しでございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、南側が公衆用道路、それ以外は農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホチキスどめされているほうを左上にして御覧ください。更新の申請になりますので、申請地には、こちらの図面のおり太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積4.64平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は49.28キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目と次の6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、高さ3メートルで、このタイプの太陽光パネルが3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちらがフキの作付図となります。申請地には、本図面のおりフキが作付されております。緑色の部分が令和2年5月に作付を行った箇所、赤で着色された箇所につきましては令和4年3月に新たに作付した箇所でございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては引き続きフキでございます。

次のページを御覧ください。年間の営農計画でございます。記載のおり2月から3月にかけてフキノトウを収穫し、フキは5月から6月頃収穫いたします。また、5月から9月にかけて除草、追肥を行います。2年目以降につきましても同様に行う予定です。

次に、利用する農業機械ですが、記載のおりです。本申請人の農業経験につきましては9年、そのうち本申請地に作付しているフキにつきましては3年の経験がございます。なお、本申請地に作付しているフキについては、JAの職員から指導を受けているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは直射日光の当たらない半日陰でも育つことから、影響がないと思われると伺っております。支柱につきましても高さ3メートル、間隔も3メートルであることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収は記載のとおりであり、こちらは中央卸市場における群馬県産のフキの平均単収を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

また、今年度の収量につきましては、フキとフキノトウを合わせて38キロと伺っており、収穫したものは全てJAに出荷しているとのことでございます。なお、この収量を10アール当たりの平均的な単収と比較いたしますと8割に満たないため、今後は令和4年3月に作付した部分の収量を上げることで、目標である8割を目指すものと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。そちらは、令和4年4月から10月にかけて撮影されたものでございまして、現在はフキノトウが出始めている状況でございます。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから調査報告ですけれども、今回は第3班になっておりますね。そういうことで、調査班長の新井元委員から報告をお願いします。

○23番新井委員 それでは、事前調査報告をいたします。第3班班長、新井です。

農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人2名の出席でした。

質問1 フキの生育状況を教えてください。

回答 昨年土が固いので土壌改良をするようアドバイスを頂きましたので、全体の5分の4ほどの範囲を土壌改良し、フキを植え替えました。植え替えた部分は特に雑草が多く、思うように育てることができませんでした。

質問2 どのような土壌改良を行いましたか。

回答 牛ふんと木くず、腐葉土を入れました。土地が肥えたことでミミズが増え、モグラによる獣害が出てしまいました。また、雑草が繁茂し、除草作業が大変でした。

質問3 今回収量はどの程度でしたか。

回答 出荷量はフキとフキノトウを合わせて38キロでした。全てJA碓氷安中に出荷しました。フキは、長さが30センチ以上の物しか出荷できず、出荷できない物も多かったです。

質問4 まだまだ土壌が固く、石が多く見受けられます。今後はできる限り石を取り除き、藁を敷き、牛ふんを入れてみてください。土が柔らかくなれば根が伸びて、より収量も増えると思いま

す。フキが根づきよく成長すれば雑草も減ってきますが、除草作業は継続してください。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。

報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんから質疑をお受けいたします。

この太陽光発電のときは、先ほど事務局から柿を植えた、渋柿だったっけね、あれは。

○事務局 はい。

○会長 そんなので、渋柿を植えるということで、高さが3メートル、結構高い。それで、何年かかったのか。

○事務局 柿は、平成30年に最初の許可を受けて、その翌年、令和元年12月にはもうフキに変更していますので、許可を最初に受けてから1年半ほどで変更している。

○会長 もうその時点で、これは柿は駄目だということで、変えたのか。

○事務局 そうなっております。

○会長 早かったね。もうその時点で、やっとなんか柿が根づいた頃に、駄目だと、そうってしまったらしいのだけれども。今この聞き取り調査の説明聞くと、土壌を改良した、いろいろ腐葉土入れたと、そういうお話がございましたけれども、実際行って見て、中に入ってみたら、まだまだ固いのだよ。あんなに固ければなかなか、フキだって思うように伸びていかない。あとは皆さんから、どのようにすればいいのか、堆肥をもっともっと入れてくださいとか、ちょっとアドバイスがあったら、また申請人に報告しますので、その点どうですか。何かありますか。

今回3班の人行ったので、現地確認しているのですが、よく分かっていると思うのですけれども、あと何が足りない、そんなことでもお話ししていただければと思うのです。

あとは堆肥ですかね。堆肥と、もっとふかふかに。

○23番新井委員 堆肥が一番ではないですかね。

○会長 あとは、フキの種類はどう。何か近所のうちからもってきた苗だから。

○1番清水委員 山のフキみたいなのではないですか。

○会長 そうだね。

○1番清水委員 普通こんなに長いではないですか。

○会長 フキの種類を考えると、また植え直すこともあるかもしれないね。

○1番清水委員 山のフキなら、30センチ以下っていっぱいある。それで細いでしょう。本当はそのほうが味がいいのだけれども、収量は出ないですよ。

○会長 味はいいのだけれども、出荷の規定に合わないような話もありました。

○1番清水委員 そうですね。

○会長 では、フキの種類を変えて、植えてもらって。そうでなければ、このままでは収量だって、いつになっても伸びないよね。フキの種類変えて、また土壌、あれかは、もうちょっと肥沃にしておもらって、やってもらおうようにね。

○25番吉田委員 フキ作っている人がいなそうなので、私は10アールぐらい作っているのですが、説明しますけれども、フキは簡単に分けて、野フキと水フキというのがあります。それはどう違うのだと。野フキはフキの中に空洞がないのですけれども、水フキは空洞があるのです。長くなるのですね。だから、水フキを植えないと大きくなりません。ただ、これフキノトウとフキを両方取るとするのは、フキノトウだけ取っておいて、棒を伸ばしておいて、フキノトウだけ刈り取りすると、大体10アール作ると、40万から50万になるのです、フキノトウは。

それで、棒を取ってしまうと、今度フキが出ないのです。切ってしまうとね。だから、そこに出て作るのですけれども、フキは今フキノトウみんな取っていないというのですけれども、大体50グラムと言えば130円から150円ぐらいだと。大体フキノトウ3つぐらいで出すのですけれども、多い人は夫婦でずっと1日、大体30箱ぐらい作って出します。だから、3万とか4万になりますから、そこに行って出しているのですけれども、今度8月になるとフキが暑さで全部、枯れてしまうのではないけれども、熱さにやられてみんなぺちゃんこになって、草が繁茂してしまうのです。中に、よく常に使う棒みたいのが出てきて、1メートル50にも2メートル分にもなってしまうのです。そうすると、9月5日から10日にハンマーモアで全部それを刈ると、ちょうど堆肥ではないけれども、全部一面で。そうすると、また11月になるとフキがみんな出て、草は1個もなくなってしまうのです。

それで、今みんな取っているのですけれども、それでまた5月、6月にフキノトウまで売ってしまうと、今度フキが出なくなってしまうので。農協さんに指導してもらってというけれども、よく教えてくれたのではないかと思うのですけれどもね。そんな状況です。

○会長 今のお話で、量は取れないということで、二兎を追う者は一兎を得ず、そういうことがあるけれども、両方は難しいということですね。では、そういうことで事務局、また本人に少し今出た意見をちょっと話しして、ちょっと品種を変えとか、そんなことでやってみてください。報告してください。

ほかになければ、これ1年更新ということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、事務局はナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸、土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。な

お、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年2月22日からは令和8年2月21日までの3年間の申請でございます。

また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書6ページ、議案第1号、ナンバー11が関連案件でございます。こちらの案件につきましては、前回の総会にて保留とさせていただいた案件でございます。総会終了後、事務局が申請者に再度聞き取り調査を行いましたので、その内容をご報告させていただきます。

○事務局 それでは、説明させていただきます。事務局、新井のほうから説明があったように、令和5年1月5日開催の農業委員会総会において、この2番 中室田町の個別案件（営農型太陽光）のほうが保留となりましたが、改めて代理人から聞き取りをいたしましたので、その内容等を報告させていただきます。

それでは、別紙で配布いたしました「個別案件（令和5年1月／営農型太陽光）の補足」というタイトルの資料を御覧ください。前回の質問と併せて報告させていただいておりますが、追加で確認した部分は文字を太くし、下線部で表示させたものになります。

まず、先月の総会の保留となった経緯についてお伝えさせていただきます。前回の総会の場において、支柱の高さが低い、これはもう少し高くすべきといった話です。それと、土壌改良の計画はどうなっているのか、この2点について質問がありましたが、当事者に確認も取れないので、前回は保留という対応をさせていただき、次回までに確認するということになりました。

次に、質問の確認事項への回答ということで、まず1つ目、支柱の高さについてです。こちらにつきましては、質問2の下線部分のとおり、収穫の手間や作業効率を考慮し、高さが出ないよう剪定管理していきますが、太陽光パネルの最低地上高を2メートル以上確保しますといった回答をいただきました。

支柱の高さについては、国から一定の基準が示されておりまして、最低地上高がおおむね2メートル以上確保していることとなっております。そちらの、クリップ留めの後ろ側にご用意いたしましたので、御覧いただければと思います。ちょっと長いタイトルになるのですが、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて、その資料の3ページ目、1枚めくっていただいて3ページ目の真ん中辺り、赤線を引っ張った部分になるのですが、それが国のほうの考え方です。基本的には最低地上高は2メートル以上を確保していると認められた状態、この状態でなければならないのだけれども、その下、農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが2メートルに達しなくてもよいと。そういった取扱いの通知も出ております。

今回の件については、事前調査報告にも記載があるように、収穫などの作業効率なんかを考えた結果、木を高くしないよう小まめに剪定管理をしていくので、支柱の高さは1.8メートルで営農に支障がない、当初そういった回答がありました。事務局としても、当初の1.8メートルという高さでも、

おおむね2メートルの中に含まれるものと考えていますが、前回の総会でご指摘いただいた部分、そこら辺の内容を申請者さんにお伝えしたところ、2メートル以上今回確保するといった回答をいただくことで了承をいただきました。

続きまして、土壌改良について、こちらのほうが質問の6番です。2ページ目の質問6について回答いただきました。回答内容といたしましては、栽培当初は鉢に植えて育成すると。3年目から定植する予定ですが、その際は耕土にピートモスとこうじ殻を入れて攪拌し、およそpH4.2から4.8に改良する計画になっているとの回答をいただきました。その2点について確認事項なのですが、それ以外にも質問3、1ページ目の下、こちらにつきましても回答がありまして、一番初めの聞き取りの段階では、ブルーベリーの品種はまだ検討段階だよといった回答だったのですが、今回改めて確認したところ、植える品種につきましては、ラビットアイ系統の4種、ブライトウェル、ティフブルー、パウダーブルー、マル、この4つを定植、育てていくと、そういった回答がございました。

この先の話、こういった回答を踏まえつつ、この判断基準、前回保留になりましたので、今回の許可要件を満たしているかという話になってくるのですが、立地基準、一般基準も整っておりまして、あとはこういった聞き取りの中で、営農者自体も過去の農地で栽培していくことを前提として計画を含んでいることから、許可要件については満たしているといった判断になるかと思えます。

説明は以上です。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

それで、この質問の部分の、土壌改良で、回答のところ、3年目から定植すると書いてあるね。それまでは鉢に植えたりしたいと。下へ置くのだから、違うところへ置いて、そこに持ってくるのですか、どうなのですか、これは。

○事務局 営農型太陽光の下で鉢植えという話です。

○会長 これで3年目になって植えるということだ。

○事務局 はい。

○会長 では、最初の3年間って、結果があまりよく分からないのか、これは。

そうだね。植えていないのだからね。そんなことも考えながら、皆さん、質問等ございましたらお願いします。

はい、お願いします。

○21番松田委員 21番、松田です。

前回保留になったときに、その後石井委員と現地へ案内してもらって、現地に見に行きました。

結構平らな、9,000平米以上の広い、いい農地で、ここはすごいなというぐらい立派な農地でした。その後、先日の事前調査の後、また近くの人にちょっと聞き取りに行きました。そうしたら、今現状では、梅が植わっていたりなんかするらしいのですけれども、以前は酪農家が借りて、採草地だったらしいのです。で、そのときに肥やしとして置いた堆肥ですか、それが大雨のときに下のほうへ流れて、大変な騒ぎをしたらしいのです。そういったことから、今回こういった形で営農型でやるのだよと言っていたら、周り迷惑かからないようにやってくれば、その辺は十分気をつけてくださいよという話を聞きまして、その辺は私も報告しますということでその人に話して。

だから、やっぱりそういう状況なので、事務局としても、その辺十分に。何しろ広い面積ですから、やっぱりそれが一つの水になると、大変な災害が起きてしまうということを十分配慮してほしい。よろしくをお願いします。

以上です。

○会長 そういう水害とか、そういう意味で起きた場合では困るということで、近隣の方に一応説明して、同意はいただいたということですね。

それで、これを許可するのだけれども、年数だよな、決めなくてはならないのだ。3年で。3年でいいのね。

○事務局 そうです。

○21番松田委員 21番の松田ですけれども、なぜポットを、わざわざ日陰のところへ置くのですかね。そうだったら、ほかのところで株を養成して。何のためにポットに入れたまま、ソーラーの下へ置くのか、ちょっと理解できないような気がするのですけれども。

○会長 最初からその範囲、日陰のところに置いておいて、成長具合を見るとか、何かお考えがあるのですかね。

○21番松田委員 どういう意味なのですか。

○事務局 ごめんなさい、そこまで聞き取りはされていないのですけれども、考えがあったら、場所的な問題、それに尽きるのかなというところですかね。当然日が当たる場所のほうがよく育つというお話ですよ。申請人さんを通して、そういった提案、農業委員さんからそういった指導、助言があったということはお伝えさせていただくのですが、一応質問の間4、2ページ目の中で、回答の2段落目、またの部分なのですから、その設置パネル設定した後、日光が当たる場所だったり夜露が降りる場所なんかを見定めて、その苗木がよく育つようなところにやりたいという話があるので、そこら辺の考えもあって、こういった回答だったのかなというところもあります。いずれにしろ、そういった意見があったということは代理人さんを通して伝えていきます。

以上です。

○会長 今の説明でよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

なければ、更新期間3年ということで、よろしければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは許可相当といたします。

それでは、続きまして一括審議に入りますけれども、南部地区の説明をしてもらって、その後、審議、そして休憩に入ります。

お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、配送業を営んでいるが、事業拡大に伴い、配送車両の中継地として申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、境内地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという境内地の申請でございます。境内地、山林と一体利用の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、自動車販売業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが、高崎で自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、新店舗の建築に伴い、従業員用駐車場及び資材置場が必要なため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、山林と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は賃貸借、自動車リース業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

18番 契約内容は賃貸借、土木工事業を営んでいるが、駐車場及び資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、主要地方道寺尾藤岡線道路改良工事の施行に伴い、進入道路の拡幅のため、申請地を借り受けて使用したいという仮設道路の申請でございます。こちら一時転用の申請ですので、転用期間が定められております。令和5年2月23日から令和5年6月30日までの約4か月間の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、飲食店を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、飲食店を営んでいるが、施設の拡充を図るため、申請地を買い受けて飲食スペースとして使用したいという飲食スペースの申請でございます。

23番 綿貫町、田、281平米、売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、事業拡大に伴い、従業員用駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが、手狭なため、申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

29番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、造園業の会社役員をしているが、駐車場及び資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

32番 契約内容は遺贈、遺言に従い申請地を譲り受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

33番 契約内容は遺贈、遺言に従い申請地を譲り受けて、仮植場として使用したいという仮植場の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、製造業を営んでいるが、従業員用駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。山林と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

36番 契約内容は売買、新工場建築に伴い、駐車場及び資材置場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。また、さきにご審議いただきました議案書8ページ、議案第2号ナンバー2が一体利用地の関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、62番を除く南部地区の一括案件は34件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。

南部地区、今ナンバー3からナンバー36までの説明ございました。この中で審議に入るのでございますけれども、皆さんから何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、南部のナンバー3から36は許可相当とすることといたします。

それでは、ここでちょっと小休止して、この後また北部のほうへ入りたいと思います。お願いします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、よろしいでしょうか。これから再開いたします。

これから北部地区の議案を一括して審議をします。よろしくお願いいたします。

それでは、一括説明をお願いします。

○事務局

37番 契約内容は売買、人家に隣接する申請地を買い受けて、実家及び周辺所有地の管理用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという、太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

39番 契約内容は使用貸借、市道の改修工事に伴い、駐車場及び資材置場として申請地を借り受けて使用をしたいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年2月23日から令和5年5月23日までの約3か月間でございまして。また、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

40番 契約内容は売買、事業拡大に伴い、駐車場及び資材置場が不足するため、事務所に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして。

41番 契約内容は売買、実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

42番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて、建て売り分譲住宅を建築したいという建て売り分譲住宅の申請でございまして。

43番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建て売り分譲住宅を建築したいという建て売り分譲住宅の申請でございまして。

44番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、住宅の建て替えに伴い是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、申請地の一部を宅地として使用していたため、始末書が添付されております。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして。

51番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請

地を父親より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

54番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。山林、払下げ予定の公衆用道路と一体事業の計画でございます。

57番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建て売り分譲住宅を建築したいという建て売り分譲住宅の申請でございます。

58番 契約内容は使用貸借、自宅敷地が手狭なため、申請地を母より借り受けて駐車場として使用したいという駐車場の申請でございます。宅地231.47平米と一体利用の申請でございます。

59番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

60番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年2月23日から令和8年2月20日までの3年間の申請でございます。

61番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し、販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。転用期間は、令和5年2月23日から令和8年2月22日までの3年間の申請でございます。

続きまして、別紙でお配りしております議案を御覧ください。

62番 契約内容は使用貸借、新校舎の建築に当たり、埋蔵文化財発掘調査を行う必要があるため、申請地を借り受けて調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。こちら一時転用の申請ですので、転用期間が定められております。令和5年2月22日から令和6年2月21日までの1年間の申請でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さまでした。

説明終わりました。

この中で、ちょっと面積が多いのがナンバーの55、あとナンバー56です。あと、ナンバー62か。3,000平米以上のね。これを許可相当として、まずは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、まずそれ聞きますか。皆さんから何かご質問等があったら。これはあれかな、56番山林と合わせて、面積的に言うと8,000ちょっとになるのだね、面積ね。それで、ここは地元委員さん、その先に、下のほうの太陽光パネルみたいなものもあるのだけれども、ここ今傾斜がどのぐらいか知らないけれども、またそれなりのパネルを設置するわけだけれども、大雨のときとか、あとそういうとき、心配はないか、水路等の、それだけちょっと伺っておきたいのだ。

○事務局 事務局のほうで調査は実際にさせていただきました、傾斜はそこまで急傾斜というわけではなくて、緩やかな傾斜という形でして、利用計画自体も基本的には雨水は自然浸透という形なのですけれども、万が一に備えて、大雨が降った際にはその調整池のほうを計画地内で3つ設けておりまして、それぞれ南側のほうに設けておりまして、流量計算等も事前協議の際にご提出しているようでして、今協議中なのですけれども、現在は大きな問題がないということで、指導課のほうから、担当者からもお話をお伺いしております。

○会長 写真ではちょっと傾斜だとか、それは分かるのだけれども。では、そういうことで、吉田委員さん、大丈夫ですね。

○25番吉田委員 大丈夫です。

○会長 これは、皆さんから3件、面積が多いの。55、56、62について、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのだけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、それは許可相当とします。

そのほかの議案についてどうですか。なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは議案第4号に移ります。

相続税の納税義務に関する適格者証明願について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は令和4年5月16日でございます。

なお、令和5年1月27日に加藤精一農業委員と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても問題はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 説明は終わりました。

それでは、これで審議に入ります。

皆さんから質疑を受けいたします。

今事務局のほうで、説明の中で地元委員さんと確認して、申請があった農地は、きちんと耕作されていますという報告を受けました。

どうでしょうか。別に問題がなければ適格として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 証明することにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

ナンバー1 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用はできないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、地域担当委員から報告をお願いするようですけれども、今回榛名・倉渕地域ですので、飯野利貞委員から報告をお願いします。

○22番飯野委員 ナンバー1について、現地確認をした結果をご報告いたします。

12月13日に、推進委員の清水茂樹委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は山林と一体化しており、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 説明が終わりました。

それでは、これより皆さんから証明してよいかどうか、質問等があったらよろしくお願いたします。

もう雑木が繁茂しているという説明ございました。

これとってなければ、証明しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

議案については以上で終わりです。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項の第1号から第4号まで、それでは事務局、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか1件、合計2件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか19件、合計20件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、合計4件の18条の通知につきまして、書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては、それぞれ令和4年12月の総会において許可相当としていただいた案件です。開発許可の遅れから、許可日がずれ込んでおりましたが、1番は令和4年12月26日、2番は令和5年1月23日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、39ページの51番及び54番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が1件、5条が57件、合計58件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和5年1月23日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項は終わりました。

それでは、これよりその他ということで、何かございますでしょうか。

ないですね。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第32回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時30分 閉会